

所報 第94号

- 1 市町村立学校教職員人事異動について
- 2 市町派遣指導主事からの報告
- 3 生徒指導
- 4 特別支援教育
- 5 総務課

管内の教育

出雲教育事務所 令和7年11月



「令和7年度末教職員人事異動について」

調整監 佐貫 晃弘

実りの秋となり出雲教育事務所管内では、島根県音楽教育研究大会、中・四国小学校体育研究大会、島根県キャリア教育研究大会、島根県公立小中学校事務研究大会等の研究大会が盛大に開催されました。学習公開や実践発表した学校からは、児童生徒の主体的にそして協働的に問題解決に取り組む姿が見られ、各校の研究の成果が伝わってきました。そして、このような子どもたちを育てる教育を実践していきたいという意欲を高めていただきました。

人事異動に係る業務が始まりましたが、島根県内、そして出雲教育事務所管内の子どもたちに対して等しく教育を保障し、学校の教育活動の活性化及び教職員のキャリアアップにつなげるという目的を達成できるよう、以下の基本方針等に基づき進めていきます。留意事項等も掲載していますので、ご理解とご協力をお願いします。

(詳細は、人事異動方針、人事異動方針細則、人事異動方針細則解説・確認表、説明動画等でご確認ください。)

1 基本方針

(1) 各市町の教育構想並びに各校の学校経営構想を尊重した広域人事の実施

- ・各市町の人事配置構想の尊重(広域転補の実施)
- ・各校の人事配置計画の重視
- ・隣接市町間の人事交流の促進

(2) 人事異動細則の遵守

- ・永年勤続の解消
(教職員の資質向上、学校の活性化)
- ・他地域勤務、へき地勤務の完全実施
(へき地とへき地外との人事交流の促進)
- ・細則解消状況の点検・確認

(3) 個々の赴任計画の尊重

- ・方針細則を踏まえた赴任計画の立案及び実施
- ・自らの職能成長を図る多様な勤務経験の積み上げ
- ・個々の事情及び希望の考慮

2 人事異動方針細則より

○「生活の本拠地」の設定・変更届

「生活の本拠地」とは、本人又は最も身近な親族が恒常的に居住する旧市町村を言い、新規採用時に本人からの申告(当該年度の異動調書の提出)によって設定することとしています。「旧市町村」とは、現在の市町村とは異なり、平成16年9月30日現在の市町村であることに注意が必要です。

生活の本拠地は、細則の根幹をなす重要なものです。結婚、養子縁組等による戸籍上の変更、住居の取得による転居等変更があった場合には、速や

かに届を提出してください。

○行わなければならない勤務

細則では、他地域勤務、本拠地勤務、へき地学校勤務、永年勤続の解消(同一校勤務、同一市町村勤務)の勤務を行うことと定めています。

これまでの細則改定により、採用年度によっては取扱いが異なります。また、採用年齢によっても内容が異なる場合がありますので注意が必要です。確認表等でご確認ください。

○へき地学校勤務に代えることのできる勤務の追加

市町村教育委員会との協議により指定した学校(特例指定校)での通算6年勤務をもってへき地学校の勤務に代えることができます。令和8年度細則の改正で、対象学校が追加されました。(詳細は、異動方針細則別表1-2をご覧ください。)

- ・令和5年度(令和4年度末)の異動から適用されます。
- ・新規採用で特例指定校に配置された場合は、採用されてからの当該校での勤務期間は適用されません。
- ・特例指定校での勤務のみを希望することはできません。へき地学校勤務の希望に併せ、特例指定校の勤務を希望できます。
- ・3年以上6年未満で異動した場合は、新たにへき地学校勤務を行うか、再度3年特例指定校で勤務することが必要となります。

3 異動調書の記入にあたって

○「本人の希望」欄について

- ・異動を希望する場合、教育職員は新市町村、事務職員はブロックを選択します。「家庭等の特別な事情による希望」については、特段の場合のみ記入します。
- ・特に50歳代の教職員は、残り勤務年数と永年勤続(同一校、同一市町村)との兼ね合いで、赴任計画について確認をお願いします。

○本拠地勤務及び永年勤続種別

- ・本拠地勤務については、平成25年度までは生活の本拠地を置く旧市郡に所在する学校での勤務でしたが、平成26年度以降は生活の本拠地を置く新市町での勤務が本拠地勤務となります。
- ・同一市町村のカウントについても、平成26年度以降は生活の本拠地を置く新市町での勤務をカウントします。

○昨年度から、円滑かつ効率的な人事異動作業を行うため、定年前再任用短時間及び暫定再任用(短時間勤務者を含む。)教職員においても異動調書を作成し提出することとしています。

市町派遣指導主事からの報告

出雲市の不登校対策の取組について

出雲市派遣指導主事 高田 正雄

令和6年2月に「出雲市不登校対策指針」を策定し、学校・保護者・地域の理解や連携を進め、すべての児童生徒を大切にす
る教育の推進を目指しています。

【出雲市不登校対策指針の5つの柱】

- (1) 不登校の未然防止：不登校になる前の予防的支援と早期発見
- (2) 不登校傾向児童生徒への支援：不登校の兆しがある児童生徒への早期対応
- (3) 不登校児童生徒への支援：教育支援センターなどを活用した学びの場の提供
- (4) ひきこもり傾向の児童生徒への支援：自宅に閉じこもりがちな児童生徒への訪問支援等
- (5) 保護者への支援：家庭での対応に悩む保護者への相談体制の構築

【支援体制や施設】

- ・不登校相談員(校内教育支援センター支援員)26名の配置：ほっとルームを利用している児童生徒の学習支援や保護者の相談に対応
- ・ほっとルーム用タブレットPCの配置：タブレットPCを活用して、在籍学級とほっとルームをつないで、教室に入りづらい児童生徒が授業や行事に参加する機会を確保
- ・教育支援センター(3か所)：少人数での学習や体験活動を通じて社会的自立や学校復帰を支援
- ・不登校対策指導員(通称「トライアングル」)：自宅に閉じこもりがちな児童生徒に対して、自宅や自宅以外での活動を促す支援を実施
- ・心理相談員による保護者相談：保護者の不安軽減のため、心理相談員が来庁相談やICTを活用した相談を実施
- ・憩いの会(保護者の会)の開催：保護者同士がつながる場を設定し、不登校児童生徒を支える保護者を支援

教育の本質は、子どもが自らの可能性を信じ、未来に希望をもてるように支えることにあると思います。不登校対策は、そのため
の土台づくりであり、すべての子どもが「自分らしく生きる」ことを支える教育のあり方を問い直す機会でもあると考えています。
不登校は、子どもが自らの心身の状態や環境に対して発する「サイン」であり、単なる問題行動として捉えるのではなく、一人ひ
とりの背景や思いに寄り添うことが大事です。子どもが安心して自分らしく学び、成長できる環境を整えられるよう、学校、家庭、
地域、福祉、医療など多様な機関との連携を大事にして、よりよい支援体制を構築していきたいと考えています。

令和7年度 特別支援教育に関する研修会

雲南市派遣指導主事 渡部 千秋

令和7年度の雲南市の特別支援教育に関する取組の重点として、①特別支援教育に関する指導力の向上(子ども理解・授業
力向上)と、②切れ目のない支援の実施(関係機関との連携・移行支援の充実)をあげています。

特別支援教育に関する指導力向上の取組のひとつとして、通常の学級において、学習や生活に困難さを抱える児童生徒の
支援に関する研修を行うこととしており、今年度は、8月6日(水)に雲南市教育研究会特別支援教育部会と共催し、特別支援教
育に関する研修会を開催しました。また、初任者・講師研修も兼ねて実施しました。

今回の研修は、雲南市立病院特別顧問、瀬島斉医師を講師にお迎えし、「ちょっと気になる学校の症状・症候群—小児科診療
を通じて—」という演題で講義をしていただきました。学校とは違う立場からのお話で、中には少し厳しい意見もありましたが、経
験の浅い先生にとっても学びの多い研修となりました。当日の講義の内容と参加者からの感想を一部紹介します。

【講義資料から一部抜粋】

「叱る」の脳内メカニズム

- 叱られる側：扁桃体(恐怖、不安に反応)
島皮質(苦痛、嫌悪に反応) (陰性感情)
 - ・「防衛システムが活性化」→「戦うか 逃げるか」の反応
 - ・前頭前野(学び、知的活動)の活性化低下
- 叱る効果と限界
 - ①危機介入：命の危険、他害行動を止める
 - ②抑止力：回避行動の獲得
- 「叱る」「怒る」「罰を与える」は別ものと考えられているが、受け
る側の脳内機序は同じ
- 叱る側：叱ると気持ちよくなってしまう畏
 - ・自己効力感という「報酬」 処罰感の充足という知られざる「報
酬」
 - 「<叱る依存>がとまらない」 中村直人著から引用

教室マルトリートメント 不適切な毒語

- 質問形式で問い詰める毒語
 - ・ねえ、なにやっているの? ・何回言われたらわかるの
- 脅して動かそうとする毒語
 - ・早くしないと〇〇させないから
- 下学年の子と比較するような毒語
 - ・保育園にもどりたいの?!
- 本当の意図を語らずに裏を読ませるような毒語
 - ・勝手にすれば(→本当は「勝手なことはさせない」)
 - ・やる気がないならもういい(→本当は「やりなさい」)
- 指導者側に責任がないことを強調するような毒語
 - ・ダメっていったよね ・さっき約束したばかりだよ

「教室マルトリートメント」 川上康則著から引用

【参加者の感想から】

- ・熱心であっても無理解では子どもの成長につながらないと感じた。
- ・教室マルトリートメント、不適切な毒語を使ってしまうときもあるため、気をつけていきたい。
- ・子どもに寄り添い、本人の思いを肯定的にとらえること、こちらの願いを伝えること、目指したい方向性をお互いにもつことを大
切にしたい。

子どもたちに多様な居場所を～教育支援センター「かたくり」について～

奥出雲町派遣指導主事 藤原 真実

令和5年3月、文部科学省より「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 COCOLO プラン」が示されました。そこに記された目指す姿に、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます。」とあります。全国的に不登校及び不登校傾向の児童生徒が増えている中、奥出雲町においても不登校は教育的課題であると捉えています。国の方針、また本町の課題を踏まえ、昨年度奥出雲町では教育支援センター「かたくり」を開設しました。

「かたくり」では利用対象を町内の小中学校に在籍している児童生徒とし、学校に行きにくい・行けない児童生徒が安心して過ごすことができる居場所として支援をしています。児童生徒の願いや思いを尊重して、小集団や個別での学習活動や体験活動を通して、学校復帰だけでなく社会的な自立に向けての力を育むことを目指しています。

開設以来、キャンパスでの活動のほかに、利用している児童生徒や保護者のニーズや思いを踏まえて、プログラミング体験学習や健康麻雀体験、高校見学会等を行い、活動の場を広げたり自らの進路のイメージをもったりできるような工夫をしています。また、利用児童生徒の保護者の身近な相談窓口として、保護者と支援員が気軽に相談できるような仕組みを大切にしています。

また、「地域で子どもを育てる」という視点から、町広報誌にて「かたくり」についての記事を掲載することで地域の方に知ってもらうきっかけとし、地域全体で子どもたちを支える体制構築を目指しています。

今後も全ての子どもたちにとって、自分らしく安心して過ごすことができる多様な居場所のひとつとして、教育支援センター事業の充実を図っていきたいと考えています。



～すべての子どもにとってわかりやすい授業を目指して～

飯南町派遣指導主事 郷原 秀文

LDのある子どもの多様な学び推進事業の取組から

飯南町教育委員会では、島根県教育委員会の「LDのある子どもの多様な学び推進事業」の指定を受け、令和7年度～8年度の間取組をスタートしました。この事業には「多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進」「一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援の拡充のための連携・体制づくり」という2つの柱があります。町内の1つの学校をモデル校に指定し、モデル校の校内体制の充実と町教委の伴走支援体制の構築を目指し取組を進めています。主な取組内容は以下の通りです。

- ・校内研修会の実施(1学期)・・・校内の環境や担任の指導状況等の把握と課題の意識化、職員間のベクトル合わせ
- ・町内研修会の実施(夏季休業中)・・・「子どもがいきいきと学ぶ授業づくり研修会」の開催
- ・校内研修会の実施(2学期)・・・支援を要する児童への具体的な指導方法等に関する研修
- ・校内研修会の実施(3学期)・・・今年度の取組の成果と課題の確認 次年度の体制検討

この取組では、すべての子どもにとってわかりやすい授業を目指すこと、学び方や理解の仕方、発達の状況には個人差があることを踏まえ、学習者の視点に立った授業づくりを大切にしています。これは、第2期しまねの学力育成推進プランの目標5「多様な子どもの主体的な学びを支える授業づくりの推進」、特に重点アクション4「子どもが自分に合った学び方を選択できる授業づくり」に関わる内容でもあります。

1学期の校内研修では、学習者の視点に立った授業実践や教師の支援方法、子どもが自ら教材・方法・学習進度等を選択できる学習環境について、現状を把握し職員で共有することとおして、課題を出し合ったり価値付けたりしました。また、夏季休業中の町内研修会では、オンデマンド研修動画を活用しながら、「多様な子どもがいきいきと学ぶヒント」や「ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりのヒント」について県教委指導主事を招いて研修を行いました。参加した先生からは、肯定的な感想を多くいただきました。(一部紹介します。)

すべての子どもにとってわかりやすい授業を目指すうえで、一人ひとりの教育的ニーズを把握すること。ユニバーサルデザインの視点を大切にすること。授業改善を進めるうえで大切なことがたくさんあります。

今後も本事業の取組を推進し、各学校の授業づくりを支えていきたいと思っています。

【研修会参加者の声】弱みを追究するよりも、強みを伸ばす意識。学習者の視点に立つことの重要性。障がいとは社会モデル、どんな環境を整えれば、それができるかを考える。なるほどと思うヒントをたくさん学べました。

「児童生徒理解」について ～教員の専門性～

生徒指導専任主事 糸原 進

小学校(中学校)学習指導要領解説総則編では、「生徒指導を進めていくうえで、その基盤となるのは児童(生徒)一人一人についての児童(生徒)理解の深化を図ることである。」とあります。つまり、生徒指導の基本と言えるのは教員の「児童生徒理解」ということです。

生徒指導提要では、「児童生徒理解」として、(1)「複雑な心理、人間関係の理解」(2)「観察力と専門的・客観的・共感的理解」(3)「児童・生徒、保護者と教員の相互理解の重要性」の3つが示されています。具体的には「児童生徒の人間関係、感情の動き、家庭環境、能力・適性、興味・関心を知ること」「児童生徒を心理面、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していく」「児童生徒や保護者に対して積極的に生徒指導の方針や意味を伝え、発信していく」というものです。

ところで、今年度の生徒指導に係る学校訪問の中で、生徒指導上の困難課題への対応に関して、「関係機関(専門職)からの指示があったので学校としてはそれに従うしかない。」といった話をよく聞きました。「指示によって、学校として必要だと思っている支援を行うことに躊躇してしまう。」というのです。

そもそも、「関係機関との連携」にあたっては、相手の立場を理解しながら、目的の共有と役割分担を明確にしたうえで共に取り組もうとする姿勢を持つことが大切です。全てを関係機関等に委ねてしまうことが決してないようにしないといけません。

実は、先ほどの「児童生徒理解」ですが、これは教員が有しているいくつかの『(教員の)専門性』の中のひとつであると考えます。簡単に言えば、児童生徒のことを教員がいちばんよく知っている、ということです。関係機関等との連携においては、臆することなくこの『専門性』を発揮して、「学校教育の視点」からの考えを主張することが大切です。学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい支援に向けての方向性を見い出したりするために「連携」が必要なのです。「連携」＝「指示をそのまま受け入れる」ということではないはずです。

ただ、「児童生徒理解」に関する教員の『専門性』は、他の専門職のそれとは異なり、抽象論が多く、個人よりもむしろ教員集団としての概念が強いように思います。それゆえに、関係機関(専門職)を前にした際に主張することにためらいが生じているのかもしれません。しかし、誰よりも多く児童生徒と関わり、観察している先生方です。この『専門性』は児童生徒の支援には欠かせないものです。そういう意味で、もっと「自信」を持たれてもいいのではないのでしょうか。…というか持つべきだと思います。

「連携」の要は「人と人とのつながり」です。関係機関との連携は、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切です。この丁寧な積み重ねが、学校としての思いを伝え、円滑で適切な「緊急時の連携」に結び付いていくはずです。「顔の見える関係づくり」も、実は教員の『専門性』なのかもしれません。これほど多くの職種の人、さまざまな方面の人とつながっている職業もないと思うからです。

このすばらしい『専門性』と日々向き合いながら、正解が少ないといわれる教育の営みに全力を注いでおられる学校現場の先生方に大いなる敬意を表したいと思います。「自信」をさらなる学校の力にしてほしいと強く願っています。



今年度も多くのご相談をいただき、子どもたちの様子を見つめる貴重な機会に恵まれています。その中で、子どもたちを単に「見る＝知る」だけでなく、「見る＝次の行動につなげる」ことを意識しながら、日々の観察に取り組んでいます。子どもの実態把握の基本は、日頃の行動観察にあるとされています。(心理教育的アセスメントの活用が重要なケースはありますが、その際は、検査結果で示された内容を日々の行動や反応と関連付けて、子どもを統合的に理解する責任があると学んでいます)

改めて、子どもの姿は冰山の一角であり、彫刻のように多面的です。内面と外面の両方を併せ持ち、短時間の観察だけではその全体像を捉えることはできません。目の前に現れる行動の奥にある思いや背景を探りながら、さまざまな角度から丁寧にみつめていくことが大切だと感じています。一面的に決めつけず、観察を重ねること、さらには、子ども自身の語りや日々の変化を通して、少しずつその姿が浮かび上がってくるのではないのでしょうか。

実際の観察では、教室の前・横・後ろから、また近く・遠くと視点を変えて子どもたちを見つめています。さらに、教室外での様子や複数の学習時間、休み時間、別の日の行動にも目を向けています。休み時間には校庭や体育館へ姿を追いかけることもあります。書字動作、学習用具の使い方、身体の使い方、発言の内容、ノートやワークシート、テストの解答、掲示された作品、机上の整頓状況など、時間の許す限り観察を続けています。また、先生方の声や参考資料(あれば)も貴重な情報源となります。

このように縦(深さ)と横(広さ)の両方の視点を組み合わせることで、子どもの理解はより立体的になり、具体的な支援へとつなげていけると考えています。

観察した内容は、自作の「〇〇さん応援シート」にまとめています。そこでは、「強みだと予想される姿」「苦手だと予想される姿」に分けて記録し、「今後進めていくとよいかもしれない支援」についても整理しています。自分が実際にサポートするつもりで、できるだけ具体的にすぐにも始めることが可能な支援、長期に渡って継続していくと良い支援などを考えるようにしています。

その際、特に大切にしているのが、子どもがもっている「強み」から支援を構築することです。子どもが苦手なことに挑戦する際、「強みを活かす」という視点は非常に有効だと感じています。強みを活かすことで成功体験が得やすくなり、自信が生まれ、苦手分野との橋渡しとなるからです。自分の得意な側面とつながる経験は、挑戦への意欲を高めてくれます。

ただし、たとえ強みを活かしたとしても、最初から大きな課題に取り組むと、かえって苦手意識が強まることもあるため、小さな成功を積み重ね、段階的にチャレンジしていくことが大切です。そのチャレンジや成功を価値づけ、支援の際は、子どものペースを尊重しながらも、徐々にレベルアップできるようにサポートを工夫することが重要です。強みを活かしつつ、苦手なことに対する挑戦を無理なく進められるように、環境や方法を整えることが支援の鍵になるのだと思います。

また、苦手なことは、スキルや知識、経験の不足、あるいはそれをうまく言葉にできないことなど、子ども自身の力だけでは解決が難しい場合が多いものです。このようなときは、子ども自身の願いや思いを丁寧に聞き取りながら、相談形式で支援を進めていくことが重要だと考えています。

子どもたちはしばしば自分の気持ちを言葉で表現することが難しく、表面的な言葉だけではその真意を読み取るのが難しい場合があります。「わからない」「知らない」「ふつう」など端的に発せられた言葉の中に、子どもの本当の思いや、彼らが抱える不安や戸惑いが隠れていることがあります。これらの言葉は、単に状況を説明しているように見えるかもしれませんが、実際にはその背後に深い感情や経験があることが多いのです。丁寧にその背景にある感情や考えを理解しようとする姿勢が大切だと感じています。子どもたちによっては言語化を促し自己理解を進める機会にもなります。



年 末 調 整 に つ い て

令和7年度税制改正により、所得税の「**基礎控除**」・「**給与所得控除**」・「**扶養親族等の要件**」に関する見直し、「**特定親族特別控除**」の創設が行われました。今回は、それらの主な変更点について紹介します。

「基礎控除」の見直し

合計金額に応じて基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与とだけの場合の収入金額)		基礎控除額		改正前
		改正後		
		令和 7・8 年分	令和 9 年分以降	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)		95 万円		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円		

「給与所得控除」の見直し

55万円の最低保証額が65万に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%－8万円

「特定親族特別控除」の創設

- 令和7年度(2025年度)税制改正で創設が発表された新しい控除制度で、大学生相当の年齢の子を持つ世帯の税負担を段階的に軽減することを目的としています。
- 特定親族がいる場合、所得者の合計所得金額に応じて、その特定親族1人につき最大63万円を総所得金額から控除することができます。

【例】アルバイトをして
いる大学生や専門学生

▶ 特定親族の要件

- 所得者と同じ家計で生活している
- 19歳以上23歳未満の親族である
(その年の12月31日時点)
- 合計所得金額が58万円超123万円以下

アルバイト収入のある大学生年代のお子さんを持つ
教職員は、必ず所得を確認の上申請してください。

「扶養親族等の所得要件」の見直し

所得要件がいずれも10万引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件 (収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201.6万円未満)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201.6万円未満)

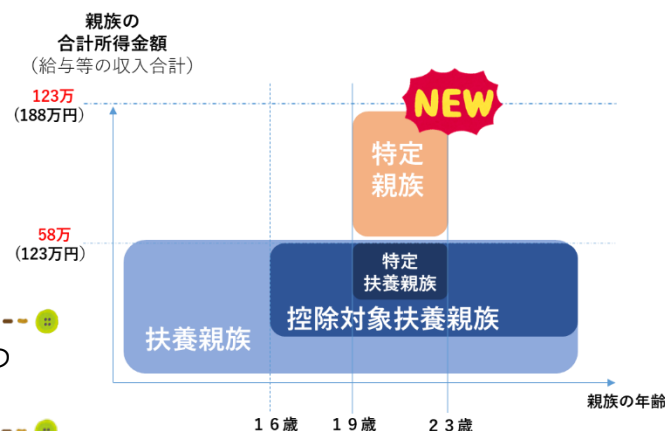


合計所得金額55万(給与収入120万)の25歳の子について、昨年度は扶養親族の対象外でしたが、今年度は対象になりますか？

今年度から、所得要件が合計所得金額
58万以下(給与収入**123万以下**)まで引き
上げられたため、お子さんは扶養親族の対象と
なります。※給与明細等の確認書類が必要です



合計所得金額とは…？
収入金額から給与所得控除を除いたもの



有田課長



年末調整は、所得税の精算を行うためのとても重要な手続きで、所得税の正確な計算と納税を行うために必要不可欠なものです。今年度は上記のとおり税制改正による見直し点や創設事項などありますので、十分ご確認のうえ、正しい申請をお願いします。